# 平成26年第5回

# おおい町農業委員会議事録 (縦覧用)

おおい町農業委員会(平成26年5月26日)

召集年月日 平成26年5月26日(月) 召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成26年5月26日 午後1時57分

閉会 平成26年5月26日 午後2時33分

### 出席委員

1番 山本 修 3番 小原好一 4番 西 忠彦(会長)

7番 寺本清二 9番 小川宗一 10番 渡辺俊策

11番 東 茂正 12番 木村正行 14番 石橋高志

16番 猿橋 巧 17番 小間美也子 18番 吉岡靖夫

19番 藤原義隆 20番 小畑信幸

21番 田中 廣(職務代理) 22番 大下利男

欠席委員(6名)

2番 松宮利廣 5番 中川啓二 6番 福井明美

8番 中嶋義男 13番 山下大三郎 15番 粟谷善一

## 出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

#### 提出議案

議案第16号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許 可申請審議について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及 び所有権移転許可申請審議について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農地利用集積計画審議について 事務局長 皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成26年 第5回おおい町農業委員会 を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、 2番松宮委員、5番中川委員、6番福井委員、8番中嶋 委員、13番山下委員、15番粟谷委員の6名から欠席 の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しております。また、委員会終了後に 農政、農振、改良専門委員会も開催されますのでよろし くお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをい ただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

- 会 長 本日は、平成26年 第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。 それでは、本日上程の3議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 それではただ今から議事に入ります。 本日の出席委員は、16名でございます。よって会議 規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、 お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。
- 議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてでありますが、 恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよ ろしいでしょうか。

# (異議なし)

- 議 長 それでは、17番 小間委員さん と 18番 吉岡委 員さんを指名いたします。
- 議長 日程2 議案第16号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について、を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局 長 はい、議長。

議案第16号は、おおい町〇〇〇の、〇〇〇〇氏が第1種農地に〇〇〇〇〇〇を設置するため、〇〇の〇〇〇の農地を転用するものであります。

詳細につきましては、書記の竹浦に説明させます。

書 記 はい、議長

議案説明の前に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇についてご 説明します。

○月の委員会でも説明しておりますが、農地に○○ ○○○○を建てる場合、第2種・第3種農地であれば転用による○○が可能ですが、

それでは、議案第16号についてご説明いたします。 (議案第16号資料説明)

今回の申請地は、土地改良した農地でありますので、 第1種農地となります。

議案資料 5 頁からご覧ください。〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

9頁からをご覧ください。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

また、申請地の〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇は、台帳は田ですが、現況は埋め立てられ畑となっており、既に「農地変換届」により畑地への変換がされています。

この申請の許可基準は第1種農地の一時的な利用の 一時転用に該当し、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に

つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小原委員 はい、議長

小原委員 本案の現地につきましては、20日の午前9時から石 橋委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してま いりました。

申請人は農業を始めたころから○○○の作付けをしているとのことで、申請地にも○○○を敷き詰め、手入れされた○○○○が育っていました。

申請地は雑草が生えている箇所もありましたが、申請 人はトラクターを所有しており、土を起こすことは問題 ないと思われます。

申請地付近には、自作の頑丈な組み立ての獣用の囲いの中に、手入れされたきれいな畑があり、ハウスには〇〇〇があり、〇〇〇〇〇〇日おり、農業にしっかり取り組んでいることも確認できました。

申請地にはちょうど家族がおられ、〇〇〇〇〇〇〇の 〇で継続して農業を続けることの認識も確認してまいり ましたので、問題ないものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第16号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

田中委員 資料11頁の枠外の記載は何か。

次 長 その地域の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ です。

渡辺委員  $\bigcirc\bigcirc$ は $\bigcirc\bigcirc$ いか。

書 記 ○○○です。

議 長 他にご意見、ご質問ございませんか。 ではご異議はございませんか。

# (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第16号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長

日程3 議案第17号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長。

議案第17号は、○○○○○○○○○○氏の農地をおおい町○○の○○○氏が○○○○のため、売買により取得するものであります。

なお、この申請地の隣地は、平成○○年○月の第○回農業委員会に提出し、○月○○日付で県の転用許可を受けました、○○○氏の農地を○○○氏が○○○のために取得した所でございまして、今回の申請により、○筆を合わせて○○○とし、○○したいとのことでございます。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

# 書 記 はい、議長

### (議案第17号資料説明)

この申請の許可基準は、前回の許可基準と同様に、第2種農地の要件である〇〇〇メートル以内に〇〇〇が存在することに該当し、申請地からおおむね〇〇〇メートルのところに〇〇〇〇〇〇〇〇〇が存在し、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇には代替地がないことから、許可できるものと判断されます。

また、隣地の平成〇〇年〇月許可地につきましては、 申請者より許可権者の福井県知事へ「農地転用事業計画 変更申請」を行い、今回の転用申請と合わせて事業計画 変更の許可を受けることとなります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いてお りますので、農地委員さんからご報告願います。

#### 石橋委員 はい、議長

本案の現地につきましても、20日の午前9時から小原委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

申請地はよその方が夏野菜を植えられていましたが、 転用することは耕作者も了解しており、夏野菜が終わる 秋から工事にかかりたいとのことです。 譲渡人は、今後将来、自身で農地の手入れができない こともあり、隣地が転用されるこの機会に合わせて買い 取ってもらうことを申請者に希望したとのことです。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第17号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員前回から広くなっているのか。

書記敷地が広くなり、○○の敷地も広くなりました。

議 長 他にご意見、ご質問ございませんか。 では、ご異議はございませんか。

### (異議なし)

- 議長 ご異議がないようでございますので、議案第17号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有 権移転設定許可申請審議については、許可相当の意見 を付して県へ進達するものと決定します。
- 議長 日程4 議案第18号 農業経営基盤強化促進法第1 8条第1項の規定による農用地利用集積計画審議ついて を議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求 められたものであります。 それでは、議案について事務局に説明させます。
- 局 長 はい、議長。

議案第18号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次 長 はい、議長

(事務局、議案朗読)

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の規定による農用地利用集積計画審議について説明させていただきます。

# 19ページをご覧ください。

(議案朗読)

期間は、平成26年6月1日から平成29年5月31日までの3年の設定となります。

貸し出す農地は、平成25年度は1番の〇〇〇〇〇 が調整水田として管理されており、これ以外はコシヒカリが作付されていました。

借受地、借受人につきましては、

効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限 面積以上であり、地域調和も図られるなど、農地法第3 条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業 経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らし ましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いており ますので、農地委員さんからご報告願います。

石橋委員 はい、議長

本案の現地につきましても、20日午前中、小原委員 と私と事務局2名で現地を確認してまいりまして、4筆 のうち、1筆は耕作するのに手入れが必要な農地でした が、集落内の3筆は水張りがされ、田植えの準備がされ ており良好な状態でありましたことを報告いたします。

議 長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

小畑委員 開始が6月1日となっているが、実際は水張がされているのは。

次 長 既に作付けはされていますが、申請が遅れました。

議 長 他にご意見、ご質問ございませんか。 では、何かご異議はございませんか。

# (異議なし)

- 議 長 ご異議がないようでございますので、議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画審議については、同意することといた します。
- 議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日 程を終了いたします。
- 議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいた します。

# (事務局報告)

議 長 それではこれで、平成26年第5回の委員会を終了いた します。慎重審議ありがとうございました。